

平成30年12月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

行政経営課

## 目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第94号	宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市個人番号の利用に関する条例	1
議案第95号	宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	4

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 略 (個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>前項</u>の規定による特定個人情報の利用があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</p>	<p>第1条～第3条 略 (個人番号の利用範囲)</p> <p><u>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。</u></p> <p>2 <u>別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前2項の規定による特定個人情報の利用があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p><u>別表第1(第4条関係)</u></p>

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

現行	改正案	
	機関	事務
	市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
	市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
	市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
	市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
	市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの

  

別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報
市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

宇治市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

現行	改正案		
	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
	市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて規則で定めるもの
	市長	子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
	市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、<u>宇治市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ</u>(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成並びに宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における法第143条第1項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における候補者(以下<u>この条、第4条、第5条、第9条及び第11条</u>において「候補者」という。)は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなつたときは、その理由の生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により宇治市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第3条～第5条 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、<u>法第142条第1項第6号のビラ</u>(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成及び<u>法第143条第1項第5号のポスター</u>(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担)</p> <p>第2条 宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における候補者(以下<u>この条、第4条、第5条、第9条及び第11条</u>において「候補者」という。)は、64,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日(法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなつたときは、その理由の生じた日。以下同じ。)までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により宇治市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>第3条～第5条 略</p>

宇治市議会議員及び宇治市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(選挙運動用ビラの作成の公費負担)	(選挙運動用ビラの作成の公費負担)
第6条 <u>宇治市長の選挙における候補者は、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</u>	第6条 _____候補者は、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。
第7条 略	第7条 略
(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)	(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)
第8条 <u>宇治市は、宇治市長の選挙における候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対して支払う。</u>	第8条 <u>宇治市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対して支払う。</u>
第9条～第12条 略	第9条～第12条 略